

上野事務所ニュース

25年8月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

算定基礎届 の結果につ いて

算定基礎届の提出
を終えました。ご協力
ありがとうございました。

標準報酬月額決定通知書は、年金事務センターから直接事業所へ郵送されます。発送時期は、提出先の年金事務所ごとに事務処理の時期が異なることから、8月中から順次郵送され、遅くとも9月半ば頃までに郵送されます。

4、5、6月の給与データが記載されていますので、開封の際は、代表者又は担当の方が行うよう十分ご注意下さい。

算定基礎届の提出と同時に、いくつかの事業所で調査も行われています。

最も重要な調査項目は、加入要件を満たしている「未加入者」の手続漏れの確認です。①1日の所定労働時間と②1カ月の所定労働日数が、一般社員のおおむね4分の3以上である場合、被保険者とするように指摘を受けます。年金受給者である「未加入者」が遡って社会保険に加入した場合、給与によっては受給している年金額が遡って調整されるなど影響が大きくなる場合もあります。社会保険の加入要件を満たしている「未加入者」の手続漏れがないかどうかご確認をお願いします。

基本手当（失業手当）日額等の引き下げ

平成25年8月より基本手当（失業手当）日額※の上限額、下限額と、高年齢雇用継続給付の支給限度額が引き下げら

れました。詳しい内容は次の通りです。
※基本手当（失業手当）日額は、賃金日額(☆)に給付率（日額により50~80%）をかけたものです。
(☆)賃金日額：退職前6ヶ月における1日当たりの平均賃金額

【基本手当日額の上限額】

年齢	改正前	改正後
60歳以上 65歳未満	6,759円	6,723円
45歳以上 60歳未満	7,870円	7,830円
30歳以上 45歳未満	7,155円	7,115円
30歳未満	6,440円	6,405円

【基本手当日額の下限額】

- 年齢に関係なく、1,856円→1,848円になります。

【高年齢雇用継続給付の支給限度額の引き下げ】

改正前	改正後
343,396円	341,542円

◆給与が支給限度額以上である場合は支給されません。

定期昇給の有無について

定期昇給が法律上義務づけられるのは、就業規則や労働協約で、アップ金額や資格等級表などの基準を具体的に設定している場合です。例えば、具体的な基準を定めておらず、単に「毎年4月1日に定期昇給させる」とある場合には抽象的な義務にとどまり、定期昇給が必ずもとめられるということにはなりません。また、「定期昇給させることがある」と定めるにすぎない場合には努力規定にとどまり抽象的な義務にもなりません。

昇給時期に、従業員が私傷病で休職中であったり育児休業期間中であるといった場合の昇給の取扱いについては、

上記のように就業規則に具体的な定めがない場合は会社の判断によります。

労災の給付 (移送費)

労働者が負傷、または疾病にかかって療養を必要とする場合には、労災保険の療養(補償)給付が支給されます。この中に「移送」というものがありますが、移送にあたるものは、次の3つがあります。

- ①災害現場から医療機関への傷病労働者の移送や、療養中の傷病労働者に入院の必要が生じ自宅などから医療機関へ収容するための移送
- ②労働基準監督署長の勧告による転医や、傷病労働者の診療を行っている医師の指示による転医または対診のための移送
- ③通院(病院への交通費)
③の通院は、一定の条件の下で支給されることになっています。

1. 原則	傷病労働者の住居地または勤務地と同一の市町村にある当該傷病の診療に適した労災指定医療機関への通院(住居地または勤務地からの通院の距離が片道2km以上上の通院に限る)
2. 例外	<p>①傷病労働者の住居地または勤務地と同一の市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関がない場合における隣接する市町村内にある当該傷病の診療に適した労災指定医療機関への通院(通勤距離が片道2km以上の通院に限る)</p> <p>②交通事情等の状況から傷病労働者の住居地または勤務地と隣接する市町村内の当該傷病の診療に適した労災指定医療機関への通院の方が利便性が高いと認められる場合は、隣接する市町村内にある当該傷病の診療に適した労災指定医療機関への通院</p> <p>③傷病労働者の住居地又は勤務地と同一及び隣接市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関がない場合は、最寄りの当該傷病の診療に適した労災指定医療機関への通院</p>

なお、通院費の支給を受けるためには、原則として通院でかかった費用の額を証明する書類(領収書)を添付のうえ、療養(補償)給付たる療養の費用請求書による労働基準監督署への請求が別途必要となります。

Q&Aなぜなにどうして?

Q: 当社は製造業でパートタイマーの人数が多く、タイムカードがどんどん増えていきます。タイムカードは、どの位の期間保管しておかなければなければならないのでしょうか?

A: 労働基準法では、「使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を3年間保存しなければならない」(第109条)と定めています。

この中には”タイムカード”的言葉はありませんが、通達では、出勤簿、タイムカードは、「その他労働関係に関する重要な書類」に該当するとされています。よって、このタイムカードについても3年間の保存義務があります。これらの保存義務については、将来的に労使間で問題が生じるような場合に、その問題を解決するための客観的な証拠が必要であるとして保存の義務を課したものです。保存期間の起算日は、その完了の日とされ、月末締めの場合は月末より3年間の保存が必要です。

8月12日(月)から
8月15日(木)まで
休業させていただきます。
宜しくお願い致します。